

## 少年法等の一部を改正する法律案に反対する声明

2007年3月10日

子どもの人権連

政府は、少年犯罪が増加・凶悪化・低年齢化したとして、「少年法等の一部を改正する法律案」を今国会に上程する予定です。

2004年1月、国連・子どもの権利委員会より、日本政府が行った2000年の少年法「改正」について懸念が示され、改善の勧告が出されました。しかし、政府はその勧告を無視し、改善にはほど遠い「改正」をするというものです。そもそも「改正」の前提としている少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化という根拠は統計上からも存在しません。

前記子どもの権利委員会は、日本政府の実施する子ども施策について「権利基盤型のアプローチをとるように」と勧告しました。しかし、今回の「改正」は、総じて「子どもには人権はないから何をしてもよい」といっても過言ではない案です。それは教育基本法改悪と軌を一にしており、出席停止や“体罰復活”をめざす教育改革と同じ方向のものであります。

問題点を指摘すると以下のとおりです。

1. 子どもの成長保障という人権を基盤にせず、制裁・管理で子どもに対処する。
2. 警察権力の大幅な拡大。
3. 福祉から司法への転換。

まず問題にすべきは、触法少年や虞犯の疑いがある少年への調査権を警察に付与することです。これらは「犯罪」ではありませんので、警察の仕事ではありません。これにより、本来謙抑的であるべき警察権力を大幅に拡大するものです。

この関係でいうと、年齢の低い子どもである触法少年（14歳未満）は児童福祉の観点で調査することが大事ですが、調査権を警察に与えれば、冤罪の多発も心配です。また、「虞犯少年（犯罪をおかすおそれのある少年）である疑いのある者」の対象は曖昧で広すぎ、ほとんどの子どもがその対象になりかねません。

「犯罪をおかすおそれ」を確認するためには、その子どもの家庭や学校等周辺の地域まで警察が調査することができ、単に子どもだけが調査の対象になるわけではありません。広く社会一般に警察の調査が入り込み、一層の監視社会を作り出すこととなります。

学校は、警察から求められたら資料等情報を提供しなければならない場合が出てくるかもしれないということで、学校でいちばん大事にしたいお互いを信頼するということですが、根本から覆されるかもしれません。

さらに、これまで児童福祉の対象であった「触法少年」の一部を「司法分野」に移し、小学生でも少年院に収容するという案も出されています。小さい子どもが法に触れる行為（14歳以上なら犯罪という）をおかすのは、それまでの家族環境・教育環境・人間関係・経済状況など子どもの力ではどうすることも出来ない要件によって追いつめられた結果であることが多く、現在でも、児童自立支援施設に入所している子どもの八割は虐待の体験を持っています（東京都非行白書）。また、そのほとんどの子どもが家族の問題（虐待だけでなく離婚や貧困等）を抱えています。この状況は、日弁連の調査（少年院の子どもの事例）でも明らかであり、子どもは子どもの責任ではなくその成長過程に問題があったからで、より児童福祉の観点での対処が求められるはずです。

そして、保護観察中に遵守事項を守らなかった少年を少年院等に送致することができるという案も出されています。これは、憲法39条で保障された「一事不再理」に違反するばかりか、制裁を背後において子どもを管理するものです。保護観察は、子どもとの関係を作りながら子ども自身の力を引き出して更生をサポートするものですが、これでは、子どもとの信頼関係も作れなくなり、却って問題が深刻化するおそれもあります。

子どもは成長の過程で悩み、時に問題行動をとることもありますが、子どもの力を信頼してそこから脱却するように支えていくのが大人であり社会です。

この法案が通れば、子どもはますます大人社会への不審感をつのらせてしまうばかりで、子どもたちは更に追いつめられます。

国連・子どもの権利委員会は、今年2月2日に採択した一般的意見10号（少年司法における子どもの権利）において、「公共の安全の保全が正当な目的である」ことを認めつつ、「この目的の達成にもっとも役立つのは、条約に掲げられた少年司法の主導的かつ総括的な原則を全面的に尊重および実施することである」と強調しています。必要なことは、子どもの権利条約およびリャド・ガイドライン（少年非行の防止に関する国連ガイドライン）等の国連文書の規定に従い、子どもたちのそれぞれの人権が保障され、その成長をささえる社会環境を整えることです。

具体的に今なすべきことは、地域社会で子どもを支えるしくみを作ることであり、児童相談所をはじめ自治体における専門職の養成や児童養護施設・里親など子どものセーフティネットを充実させることです。

また、児童自立支援施設や児童自立援助ホームなどの専門性や運営の確立など子どもたちの受け皿を充実させることも重要です。

子どもはいつか社会に帰ってきます。少年院で罰するのではなく、「育てる」ことを大切にすべきです。児童福祉施設や里親、自立援助ホームなどで、生活を通じて価値観を変革し、自立するプログラムがしっかり実施できるようにすべきです。